

## マイナポイント事業が始まります



「マイナポイント事業」が今月から実施されます。  
 マイナポイント事業とは、キャッシュレス決済サービスを利用し、チャージまたは買い物を行った人を対象に、キャッシュレス決済サービスのポイントを上乗せで付与するものです。

**付与額** 利用金額の25%で上限は5,000円分まで

**実施期間** 令和2年9月から令和3年3月末まで

**マイナンバー総合フリーダイヤル**  
**☎0120-95-0178**

平日 午前9時30分～午後8時  
 土日祝 午前9時30分～午後5時30分

### 登録の仕方は

- ①マイナンバーカードの取得
- ②マイナポイントの予約(マイキーIDの設定)
- ③マイナポイントの申込
- ④キャッシュレス決済サービスを利用し、チャージまたはお買い物
- ⑤マイナポイントの付与

※マイナポイントの予約者数には上限がありますのでお早めに予約をお願いします。  
 ご自身の端末で行う場合は、**マイナポイントアプリ対応スマートフォンまたは公的個人認証サービス対応のカードリーダーライターが接続されているパソコンで専用アプリ・ソフトをダウンロードしてください。**ご自身の端末で行うことが難しい場合は、**下記に設置してある支援端末をご利用ください。**

### 支援端末設置場所

困市民課・困住民福祉課・郵便局(簡易郵便局を除く)・セブンイレブン・auショップ・ドコモショップ・ソフトバンク・ヤマダ電機



設置場所は7月20日の情報ですので変更となっている場合もあります。

申込には、マイナンバーカード(4桁の暗証番号)・決済サービスID・セキュリティコードが必要です。  
 詳細については総務省のマイナポイントHPをご確認ください。

**問合せ▶**マイナンバーカード取得に関すること

困市民課窓口係(☎内線1104)

困住民福祉課市民係(☎内線2123)

マイナポイント制度に関すること

困企画課情報政策係(☎内線1023)



## 地籍調査実施区域のおしらせ

困農林課農村整備係(☎内線2615)



令和2年度地籍調査実施区域  
 (で囲まれた区域)

○令和2年度の実施区域

安中市松井田町五料字小竹の一部 I  
 (実施区域図を参照ください)

※来年度は安中市松井田町五料の中松原・陣場を予定しています。

地籍調査は、国土調査法に基づき、主に市町村が実施主体となり、皆さんの大切な財産である土地登記の単位となる一筆ごとの土地について調査、測量するものです。また、その成果は登記所(法務局)に送付され、登記簿と地図(公図)として備え付けられることにより、不動産登記の精度が高まり、そ

の後の土地取引の円滑化や行政の効率化に役立つことが期待されます。地籍調査を実施する区域は、毎年度に小字単位を目安に実施地区を決めて進めています。

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、説明会は中止とし、郵送での資料送付とさせていただきます。

また、事前準備などのため、実施区域およびその周辺には測量業者など関係者が立ち入ることがありますので、ご了承ください。